

法科大学院評価基準要綱（案）新旧対照表（抄）（平成31年度以降実施分）

（下線の部分は改定箇所）

改定案	現行	改定理由
（同右）	第2章 教育内容	
（同右）	2-1 教育内容	
（同右）	<p>2-1-1：重点基準</p> <p>法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。</p> <p>すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p>	
<p>解釈指針2-1-1-1</p> <p>法科大学院の教育課程は、<u>法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて</u>、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、<u>状況の変化に応じて不断の見直しが行われる</u>ことが必要である。</p>	<p>解釈指針2-1-1-1</p> <p>法科大学院の教育課程は、<u>司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として</u>、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。</p>	<p>専門職大学院設置基準の改正に伴い、法科大学院の教育課程は、不断の見直しを行う必要があることが明確となるよう解釈指針を修正した。</p>

<p>第5章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等</p>	<p>第5章 教育内容等の改善措置</p>	<p>教育課程の見直し等に関する基準を新設することに伴い、第5章の表題を改めた。</p>
<p>5-2 教育課程の見直し等</p>	<p>(新設)</p>	<p>教育課程の見直し等に関する基準を新設することに伴い、5-2として新設した。</p>
<p>5-2-1 法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>専門職大学院設置基準の改正に伴い、教育課程連携協議会に関する基準を新設した。</p>
<p>解釈指針5-2-1-1 法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。 (1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 (2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>(新設)</p>	<p>教育課程連携協議会において審議する事項に関する解釈指針を新設した。</p>
<p>解釈指針5-2-1-2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、(1)から(3)に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3)に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。 (1) 当該法科大学院の専任教員</p>	<p>(新設)</p>	<p>教育課程連携協議会の構成員に関する解釈指針を新設した。</p>

<p>ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。</p> <p>(2) 法曹としての実務の経験を有する者</p> <p>(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>(4) 当該法科大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって当該法科大学院が必要と認める者</p>		
---	--	--

※ 平成31年度以降実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。